

大津市農業経営収入保険事業加入費用助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業共済組合連合会が行う農業経営収入保険事業に加入する農業者に対し、予算の範囲内においてその加入に要する経費の一部を助成し、もって農業者の経営の安定化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「農業経営収入保険事業」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第175条第2項各号に掲げる事業をいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱による大津市農業経営収入保険事業加入費用助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、法第177条第1項の規定により農業経営収入保険の保険関係が成立している者であって、本市に住所を有する農業者（法人の場合にあつては、本市に本店が所在するもの）とする。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、法第178条の規定により支払う保険料（以下「保険料」という。）のうち、法第183条に規定する保険期間（令和6年5月以後に係るものに限る。）の1年間分とする。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、助成対象経費に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、100,000円を限度とする。

2 助成金の交付は、一の助成対象者につき1回とする。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第40号に規定する青色申告書である同項第37号に規定する確定申告書又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第36号に規定する青色申告書である同条第31号に規定する確定申告書による確定申告の開始から5年以内にある助成対象者（以下「青色申告者」という。）にあつては、3回を限度とする。

(交付申請書)

第6条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市農業経営収入保険事業加入費用助成金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）とする。

2 交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 農業経営収入保険事業に加入していることが分かる書類の写し
- (2) 支払った保険料に係る領収書の写しその他保険料の額を確認できる書類
- (3) 青色申告者（過去に助成金の交付を受けた者に限る。）にあつては、当該確定申告を開始した時期が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(決定通知書)

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市農業経営収入保険事業加入費用助成金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市農業経営収入保険事業加入費用助成金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(実績報告及び助成金の額の確定)

第8条 規則第14条の規定にかかわらず、助成金に係る実績の報告は、交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

2 規則第15条の規定にかかわらず、助成金の額は、前条第1項の規定により通知した額で確定するものとする。

(交付請求書)

第9条 規則第18条の規定にかかわらず、助成金の交付の請求は、交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

(取消通知書)

第10条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市農業経営収入保険事業加入費用助成金交付決定取消通知書(様式第4号)により行うものとする。

(返還通知書)

第11条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市農業経営収入保険事業加入費用助成金返還通知書(様式第5号)により行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年6月28日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

大津市農業経営収入保険事業加入費用助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所 _____
氏 名 _____ 印

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市農業経営収入保険事業加入費用助成金の交付について次のとおり申請します。

助 成 年 度	_____ 年度
助 成 事 業 の 経 費 所 要 額	_____ 円
交 付 申 請 額	_____ 円
対 象 と な る 保 険 期 間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 農業経営収入保険事業に加入していることが分かる書類の写し
	<input type="checkbox"/> 支払った保険料に係る領収書の写しその他保険料の額を確認できる書類
	<input type="checkbox"/> 青色申告者（過去に助成金の交付を受けた者に限る。）にあつては、当該確定申告を開始した時期が確認できる書類
	<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類
※ 注 意 事 項	1 交付申請金額は、助成事業の経費所要額に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とします。 2 助成事業の経費所要額は、収入保険の加入に際し負担する掛け捨て保険料の金額とします。ただし、事務費及び積立金を除いた金額としてください。

なお、私は、次の者に当該事業の申請書の提出及び助成金の受領に関する一切の権限を委任しますので、助成金の交付を決定されたときは、その者が指定する下記口座に当該助成金を振り込む方法により助成金を交付してください。

受任者

住所 _____
代表者氏名 _____ 印

金融機関名	_____	支店名	_____
金融機関コード	_____	支店コード	_____
預金種目	普通 / 当座	口座番号	_____
口座名義人	フリガナ	_____	
	氏名	_____	

(注意) ※受任者が記載する欄です。申請者の方は記載しないでください。

様式第2号（第7条関係）

大津市農業経営収入保険事業加入費用助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のありました大津市農業経営収入保険事業加入費用助成金の交付について、次のとおり決定したので、大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

助 成 年 度	年度
交 付 決 定 金 額	円

様式第3号（第7条関係）

大津市農業経営収入保険事業加入費用助成金交付申請棄却（却下）決定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付で申請のありました大津市農業経営収入保険事業加入費用助成金の交付について、次のとおり交付しないことと決定したので、大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

助 成 年 度	年度
交付しないことと決定した理由	

様式第4号（第10条関係）

大津市農業経営収入保険事業加入費用助成金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市農業経営収入保険事業加入費用助成金について、次のとおり交付決定を取り消したので、大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

助 成 年 度	年度
交付決定（確定）金額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市農業経営収入保険事業加入費用助成金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市農業経営収入保険事業加入費用助成金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
助 成 年 度	年度
交 付 決 定 金 額	円
助成金の既交付金額 及び交付年月日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。